

フリースクール等を利用されているご家庭への 助成金制度が利用できます

不登校児童生徒（小学生・中学生）の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を確保することを目的として、フリースクール等を利用するための必要な経費を助成する制度です。



助成金

児童生徒1人につき上限

4万円/月
～2万円/月

※補助対象者の区分に応じて変わります

児童生徒1人あたりの助成対象経費は月額40,000円を限度とし、それぞれの助成割合を乗じて得た額とします。

（助成対象経費は授業料に限ります）

(1)生活保護の受給者（助成割合 10/10）

(2)就学援助の受給者（助成割合 3/4）

(3)上記以外の者（助成割合 1/2）

対象者

次の1から4のすべてに当てはまる保護者を対象とします。

- 1 市内に住所を有している保護者
- 2 申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者
- 3 助成対象経費について国、県、市町村その他団体から補助金等の交付を受けていない保護者
- 4 市税等の滞納がない保護者



申請場所・問い合わせ

市HPで申請書をダウンロードし、ご記入後、学校教育課の窓口でお申込みください。

申請書は、学校教育課および守山市教育支援センターでも配布しています。

認定施設等、詳しくは市HPをご確認ください。

担当：守山市教育委員会事務局学校教育課（市役所2階）

電話：077-582-1141 FAX：077-582-9441

Email：gakkoyoiku@city.moriyama.lg.jp



申請のながれ

STEP1

1. 申請書の提出 (申請書は毎年度申請が必要です)

【締切日】

■ 4月1日時点で認定フリースクール等を利用している場合・・・4月30日

■ 年度途中に利用開始した場合・・・利用を開始した日から30日以内

【提出物】

守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付申請書

(注意) 利用されているフリースクール等が市の認定を受けている必要があります。

STEP2

2. 交付決定

市の審査の結果、認められる場合は決定通知書が届きます。



STEP3

3. 請求書等の提出 (学期ごとに、年3回の提出が必要です)

【提出期間】

(1学期) 4月1日～7月31日までの利用に係る経費 …8月1日から同月末日まで

(2学期) 9月1日～12月31日までの利用に係る経費 …翌年1月1日から同月末日まで

(3学期) 1月1日～3月31日までの利用に係る経費 …4月1日から同月10日まで

※学校の休業中は助成期間の対象外です。(長期休業や学校の休業日)

【提出物】

(1) 守山市フリースクール等利用児童生徒支援助成金請求書

(2) 認定フリースクール等利用状況報告書

※認定フリースクールにて証明を受けてください。

(3) 認定フリースクール等が発行した領収書の写しその他の経費の明細が確認できる資料

【提出先】

学校教育課

GOAL

4. 助成金額の確定・振込

3で提出された提出物を精査し、決定通知書を市から送付します。

その後助成額を、指定された口座に振り込みます。